

沖縄行政評価事務所

国民に信頼される
質の高い行政の実現を目指して



目次

- P.1 沖縄行政評価事務所
- P.2 行政運営の改善に関する調査
- P.4 行政相談
- P.7 情報公開・行政手続制度案内所の紹介



本パンフレットに記載している内容について、更に詳しく確認したい方は、各ページの「詳しくはこちらをクリック🖱️」を押してください。





沖縄行政評価事務所

詳しくはここをクリック



沖縄行政評価事務所では、国民に信頼される質の高い行政を実現するため、**行政運営の改善に関する調査、行政相談**などの業務を実施しています。

組織と役割

所長

次長

総務課

総合調整、人事、会計、庶務等

行政相談課

行政相談業務の企画・運営等

主任行政相談官

行政相談事案の受付・処理等

第一・二評価監視官

行政運営に関する調査の実施等



沖縄行政評価事務所では、本省行政評価局の企画する全国的な規模で行う調査^(注1)のほか、独自に企画したテーマで実地調査^(注2)を行い、具体的な改善方策を提示します。

注1) 全国計画調査：全国規模で見直しが必要な行政上の課題を調査

注2) 地域計画調査：地域に密着した行政上の課題を調査

調査の流れ

調査テーマ
の策定



実地調査・分
析・取りまとめ



勧告等



改善状況の
フォローアップ

調査の観点

各府省の業務の必要性、有効性・効率性、公正性・適切性

直近に実施した調査テーマ

(令和2年度)

漁港における放置船対策に関する実態調査(地域計画調査)

(令和3年度)

生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視

不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価

指定管理者制度の運用状況に関する調査

地域計画調査の事例

<漁港における放置船対策に関する実態調査（令和2年度8月～3月実施）>

調査の背景

- 漁港は観光資源としての役割も担っている
- 漁港に、放置船が多数放置されている
- 災害時の二次被害や漁業への支障、また、火災や不法投棄の誘発等周辺環境への悪影響などを生じさせている

放置船の実態



【事例1】

船内やその周辺にゴミが不法投棄されている



【事例2】

台風時に放置船（又はその一部）が飛ばされ、近隣の民家に被害が出るおそれがある



【事例3】

近隣の公園や広場にいる児童が近づいて遊ぶなどしてけがをするおそれがある

放置船対策上の悩み

- ① 所有者への行政指導に当たって、所有者探索及び所有者が死亡している場合の相続人の特定が困難
- ② 放置船の処分に当たって、漁港管理者による処分費用の確保が困難、財産権を侵害するおそれがあるため廃棄物判定が困難、自治体が処分してくれるとの前例が更なる放置を誘発する懸念
- ③ 放置船の未然防止に当たって、船舶所有者のモラルの欠如

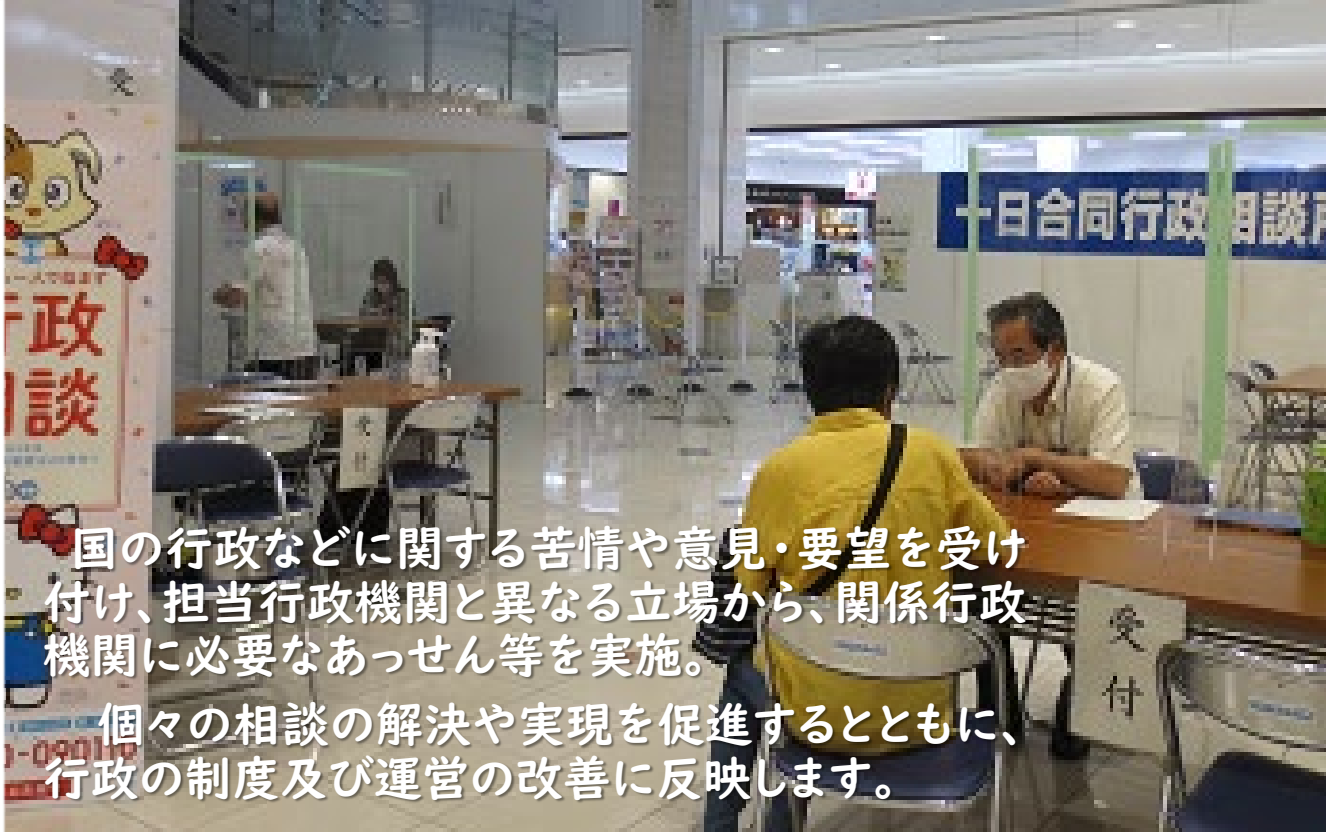
取組事例

- ① 漁船以外の所有者検索、放置船への書面の添付、死亡している所有者の探索
- ② 簡便な方法で正確な料金を把握、査定を依頼、処分による放置の誘発例なし
- ③ 関係機関と巡回、協議会で意識啓発、リース重機の共同使用、放置等禁止区域の指定

取組を整理し公表、沖縄県や市町村の漁港管理者に対し参考として情報提供



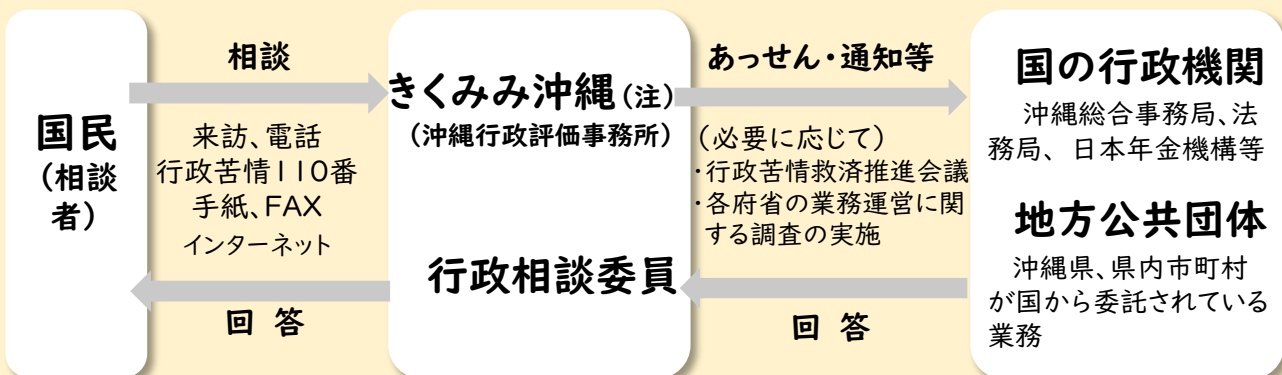
行政相談



国の行政などに関する苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関と異なる立場から、関係行政機関に必要なあっせん等を実施。

個々の相談の解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に反映します。

行政相談の流れ



(注)総務省の行政相談窓口の愛称

行政相談の特色

行政の制度・運営の改善

いろいろな行政分野
の幅広い苦情に対応

難しい手続きは不要で、迅速な解決を促進

詳しくはここをクリック



行政相談の改善事例

事例1

河川沿いの歩道に設置された転落防止柵がサビで腐食しており危険なので、取替え又は補修を行ってほしい。



改善

サビによる腐食が約400メートルに渡って確認されたため、行政相談委員が村役場に連絡したところ、後日、管理者である県により、新しい転落防止柵に取り替えられました。



事例2

バス停の時刻表が車道側に掲示されており危険なので、直してほしい。



改善

本島内83か所のバス停を調査したところ、時刻表が車道側に掲示されている所が13か所あったため、関係機関に対して次のことをあっせん。

- ・バス停の時刻表の掲示状況を把握すること。
- ・当事務所が把握したバス停も含めて、掲示方法の是正を検討すること。



(車道側からの写真)

行政相談の改善事例(注)

(注) 当事務所で開催している有識者で構成する「行政苦情救済推進会議」で審議し改善につなげた事例

<「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」の開封を促す表記方法の改善>

相談要旨

私は、司法書士業務の中で所有権移転登記等に関する重要な書類を依頼人に送付する際、本人限定受取郵便を利用している。

私が利用している郵便局から送付する本人限定受取郵便の通知書を同封している封筒の宛名面には、「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」と表示されているが、名宛人の中には重要な書類であることが分からず、郵便局からのダイレクトメールや広告物と誤解して廃棄してしまうのか、おおむね3人に1人は郵便物が差戻され、司法書士業務に支障を来すことがある。

封筒に表示する「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」の文字の大きさや色、デザインを工夫するなど、名宛人にとって重要な書類であることを認識しやすいように工夫してほしい。

あっせん

日本郵便株式会社沖縄支社は、本人限定受取郵便が名宛人に届く確実性を高め、併せて差戻しに係るコスト負担の軽減効果を期待する観点から、本人限定受取郵便物到着のお知らせを作成している管内関係郵便局において「到着のお知らせ」の封筒宛名面に保管期限を記載するなど、名宛人に開封を促す封筒の表記方法を検討する必要がある。

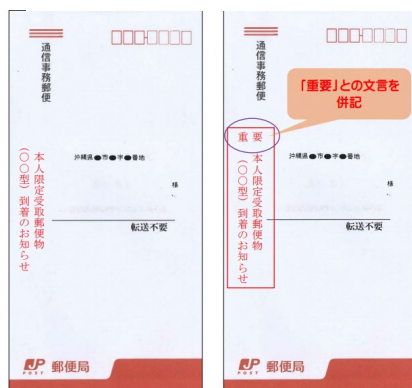
日本郵便(株)沖縄支社の措置結果

- ① 名宛人にとって重要な書類であることを認識してもらうため、封筒宛名面に「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」を赤文字で枠書きの上、「重要」との文言を併記した。
- ② 封筒宛名面への保管期限の記載については、今後、沖縄支社管内で試行し、その効果を検証した上で、導入の可否を検討する。

封筒宛名面

(改善前)

(改善後)



(注) 1 「本人限定受取郵便物(〇〇型)到着のお知らせ」の〇〇には、「基本」、「特別」又は「特出」が入る。
2 記載例については、調査結果に基づき当事務所が作成した。
3 上記の表記方法は一部郵便局で異なる場合がある。

多様な相談窓口

① 行政相談委員が行う定例 (特設)相談所



行政相談委員法に基づき、
総務大臣が委嘱した民間有識者で、
国民の身近な行政相談窓口として
活動しています。

委員数:74名(現員73名)

(令和4年4月1日現在)

② 一日合同行政相談所

国の行政機関や、県・市
町村の職員などが出席し、
ワンストップで相談を受け
付けています。



③ 暮らしの総合行政相談所 (那覇中央郵便局内に開設)



情報公開・行政手続制度案内所



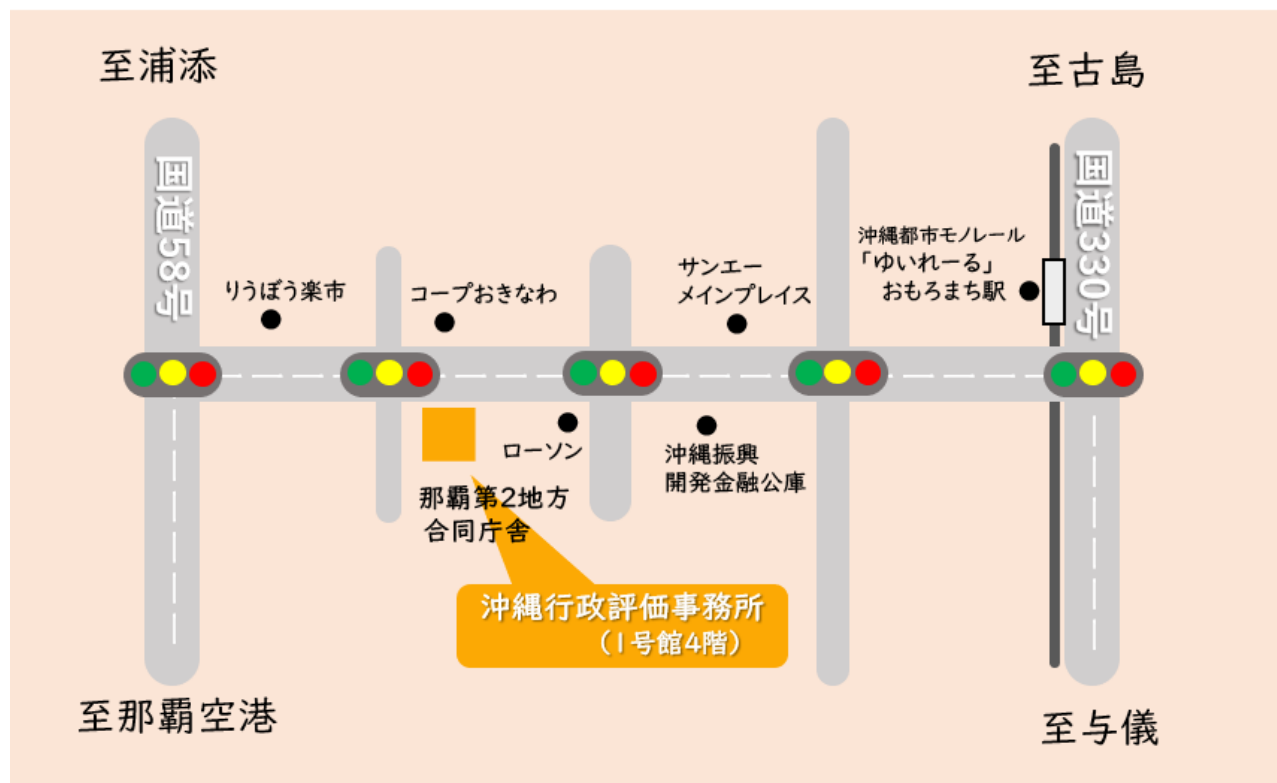
国の行政機関や独立行政法人
等の情報公開法、行政手続法及び
行政不服審査法について、制度の
仕組みや手続に関するお問合せに
対して、ご案内や情報提供を行っ
ています。

所在地

○住所

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階



交通機関の御案内

○モノレール

沖縄都市モノレール「おもろまち駅」から徒歩約10分

○バス

バス停：「合同庁舎前」(※)下車すぐ

※系統番号 3 7 10 11 21 200 223 227 228 235 263